

富田林市要綱第42号

富田林市立幼稚園・保育所あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富田林市子ども・子育て支援事業計画及び富田林市集中改革プランを踏まえ、これからの就学前の子どもの教育及び保育の提供に関し、富田林市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）及び富田林市立保育所（以下「保育所」という。）の今後のあり方について、幅広く意見を聴取し、具体的な検討を行うため、富田林市立幼稚園・保育所あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 幼稚園及び保育所のあり方に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 教育及び保育に関して識見を有する者
- (2) 民生委員児童委員協議会を代表する者
- (3) 教育関係団体を代表する者
- (4) 保育関係団体を代表する者
- (5) 教育関係機関の職員
- (6) 保育関係機関の職員
- (7) 子どもの保護者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市長に対して提言する日までの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て福祉部こども未来室において行い、教育委員会教育総務部教育指導室がこれを補佐する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集等の特例)

2 この要綱の施行後、最初に行われる委員会の招集及び会長が互選されるまでの間の議事その他の総理は、第4条第2項及び第5条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。